

受注者の皆様へ

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る
特例措置について

「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国不入企第
49 号）による国からの要請を踏まえ、本市におきましても、下記のとおり特例措置を
講じることとしましたのでお知らせします。

記

1 特例措置の内容

対象工事等の受注者は、旧単価（2 月 28 日以前）に基づく契約を新単価（3 月 1 日
適用）に基づく契約に変更するため、契約金額の変更の協議を請求することができます。

2 特例措置の対象

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結した建設工事及び建設工事に係る調査・測量・設
計業務のうち、旧単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の式により算出します。

変更後の契約金額＝P 新×k

（P 新：令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等により積算された予定価格）

（k：当初契約の落札率）

4 請求方法

別紙様式により、速やかに発注者（担当所管課）に提出してください。

5 その他

契約額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している契約金額の
見直しや、技能労働者等の適切な賃金水準の確保、引上げ、社会保険等への加入促進等
について適切に対応してください。

【問合せ】

行田市 総務部 契約検査課 契約担当

電話：048－556－1111

（内線 213・214）

FAX：048－554－0199